

入札公告

地方自治法第234条第1項に基づき、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和8年5月15日

宮古島警察署長 砂邊 健仁

1 入札に付する事項

- (1) 件名
車両燃料の売買
- (2) 物品の規格等
入札説明書による
- (3) 契約期間
令和8年6月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 入札方法等

総価入札、即時開札

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 宮古島警察署庁舎から半径2km以内に1店舗以上の店舗を有し、年中無休で営業している者。
- (2) 給油カードによる燃料等の供給が可能な者。
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、合格通知を受けた者。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下「暴対法」という。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、

- 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 入札説明書等の交付日時場所

(1) 日時

入札公告開始日から令和8年5月25日(月) 9時00分から17時00分
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(2) 場所

宮古島市平良字西里1092-1 宮古島警察署会計課

4 入札参加受付期間及び場所

(1) 受付期間

入札公告開始日から令和8年5月25日(月) 17時00分まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(2) 場所

宮古島市平良字西里1092-1 宮古島警察署会計課

5 入札参加資格の決定通知

令和8年5月27日(水)までに電話にて連絡する。

6 入札書の提出日時及び場所

(1) 日時

令和8年5月28日(木) 13時30分

(2) 場所

宮古島市平良字西里1092-1 宮古島警察署3階訓受場

(3) 提出方法

入札書を上記日時場所に持参すること。郵便、電報及び電送による入札は認めない。

7 最低制限価格

設定しない。

8 入札保証金

沖縄県財務規則第100条による。

9 契約保証金

沖縄県財務規則第101条による。

10 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

11 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 再度の入札に付し落札者がいない場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約ができるものとする。

12 入札に関する注意事項

- (1) 落札者の決定については、品目ごとの単価に年間予定数量を乗じて得た額の総額をもって比較し決定とするが、契約に際しては、その品目ごとの単価をもって契約するものとする。
- (2) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。